「第４期羽生市障がい者計画・第７期羽生市障がい福祉計画・第３期羽生市障がい児福祉計画（案）」についての

意見募集結果

○　意見提出者数　利害関係人　１人

○　意見項目数　１１件

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 意見番号 | 項目番号 | ご意見の内容（概要） | 該　当す　るページ | 該当箇所 | 意見に対する羽生市の考え方 | 対応について |
| １ | １ | 器質性精神障害に分類される若年性認知症のことも計画の対象であることを記してください。 | 5 | 第１章　計画の概要第５項　計画の対象者 | 計画の対象者（5ページ/第5項）では、「障がい者」について「精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」としており、その中に器質性精神障害に分類される若年性認知症の方も含んでおります。 | 計画（案）のとおりとします。 |
| １ | ２ | 高次脳機能障害（若年性認知症）の方にも配慮した、バリアフリー環境の整備をしていって下さい。 | 44 | 第４章　施策の展開第２項　安全・安心な生活環境の整備３　移動・交通環境の整備【施策】（１）移動しやすい環境整備の推進 | 　「障がいのある人」には、高次脳機能障がいや若年性認知症の方も含まれており、すべての障がいのある方に配慮した環境整備を推進します。 | 計画（案）のとおりとします。 |
| １ | ３ | 手話通訳や要約筆記のことだけでなく、失語症者への支援施策、例えば失語症者向け意思疎通支援者派遣事業のことを計画に記して下さい。 | 4596 | 第４章　施策の展開第３項　情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実１　意思疎通支援第１章　障がい福祉計画及び障がい児福祉計画第４項　地域生活支援事業１　必須事業（６）意思疎通支援事業 | 失語症者向け意思疎通支援事業及び失語症者向け意思疎通支援者派遣事業については、埼玉県の動向や失語症者のニーズを踏まえて、当市の施策について検討してまいります。 | 「第４章　施策の展開」　「第３項　情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実」「１　意思疎通支援」の【施策】「（１）意思疎通支援事業」の取組内容に『・失語症者のコミュニケーション手段を確保するための意思疎通支援事業について、県の動向を踏まえ、研究を進めます。』を追加します。 |
| １ | ４ | 「精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム」という記載のところの何れかのところで「精神障がい（発達障がい及び高次脳機能障がいを含む）にも対応した地域包括ケアシステム」といったことを記して下さい。 | 55 | 第４章　施策の展開第５項　保健・医療の推進３　精神保健福祉の推進【施策】（３）精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築 | 「精神障がい」には、発達障がい及び高次脳機能障がいを含むことを、計画の対象者（5ページ/第5項）で明記しています。 | 計画（案）のとおりとします。 |
| １ | ５ | 高次脳機能障害については、脳卒中の後遺症で介護保険サービスの利用が優先されるようになる第２号被保険者がいることを前提にして、受傷・発症後の急性期治療から地域での生活、就労等の社会参加にいたるまで、障害の特性に対応して、本人が使える社会資源を選択し、医療、介護保険、障害福祉、就労支援の切れ目のない支援ができる体制を整備していくことを記して下さい。そして、高次脳機能障害と同じ器質性精神障害に分類される若年性認知症の方への支援体制の整備についても、計画に記して下さい。 | 56 | 第４章　施策の展開第５項　保健・医療の推進３　精神保健福祉の推進【施策】（４）発達障がいや高次脳機能障がいの理解の啓発と支援体制の構築 | 広報紙やホームページ等により、発達障がいや高次脳機能障がいについての理解を深め、特性や利用できるサービス等について周知・啓発を図り、支援体制を整備することとしています。また、若年性認知症の方への支援体制については、精神障がいの方への支援に含めるものとし、推進してまいります。 | 計画（案）のとおりとします。 |
| １ | ６ | 重層的支援体制の整備をしていく中で「若年性認知症や高次脳機能障害」も対象から漏れないようご配慮下さい。 | 57 | 第４章　施策の展開第６項　自立した生活の支援・意思決定支援の推進１　相談支援体制の充実【施策】（３）重層的支援体制の構築 | 「障がいのある人」には、若年性認知症や高次脳機能障がいの方も含めおります。 | 計画（案）のとおりとします。 |
| １ | ７ | 子どもの高次脳機能障害についての支援施策を計画に記して下さい。 | 596184～87 | 第４章　施策の展開第６項　自立した生活の支援・意思決定支援の推進３　障がい児に対する支援の推進第７項　保育・教育の振興第３期羽生市障がい児福祉計画 | 高次脳機能障がいと診断された子どもについても本計画の対象者（5ページ/第5項）に含まれており、障がい児支援に係る施策の対象となっております。 | 計画（案）のとおりとします。 |
| １ | ８ | 若年性認知症、高次脳機能障害の方を念頭に置いて「中途障害者の就労体制の充実」といった施策を位置づけていただけると嬉しいです。 | 63 | 第４章　施策の展開第８項　雇用・就業、経済的自立の支援１　総合的な就労支援の推進 | 施策は、若年性認知症や高次脳機能障がいの方も含めた「障がいのある人」について位置付けており、中途障害者を含むすべての障がいのある方の就労支援体制の充実に努めるとしています。 | 計画（案）のとおりとします。 |
| １ | ９ | 「②強度行動障がいを有する方の支援ニーズを把握に努め、地域の関係機関と連携し支援体制の整備を図ります。」と記されていますが、強度行動障害だけでなく、高次脳機能障害などについても、どうように取り扱っていくかを、計画に記して下さい。 | 72 | 第１章　障がい福祉計画及び障がい児福祉計画第２項　障がい福祉サービスに関する数値目標３　地域生活支援の充実 | 　強度行動障がいを有する方だけでなく、高次脳機能障がいを有する方などについても支援ニーズの把握に努め、地域の関係機関と連携し支援体制の整備を図る必要がありますが、ここでは国の基本指針とそれに伴い県が市町村に指定した目標値により、市の目標値として定めております。 | 計画（案）のとおりとします。 |
| １ | １０ | 身体の訓練だけでなく、認知機能のリハビリテーションも実施する事業に含まれていることが分かる表記に訂正し、羽生市で、どのように支援ができる体制を整備していくのかも記して下さい。 | 79 | 第１章　障がい福祉計画及び障がい児福祉計画第３項　障がい福祉サービスの利用実績と量の見込み２　日中活動系サービス【サービスの概要】自立訓練（機能訓練） | サービスの概要に、リハビリテーションについての文言を追加表記します。 | 【サービスの概要】における「自立訓練（機能訓練）」の内容の「身体機能・生活機能の向上のために必要な訓練等を提供します。」を『障がい者支援施設、障がい福祉サービス事業所または障がいのある方の居宅において、理学療法、作業療法その他の必要なリハビリテーション、生活等に関する相談及び助言などの支援を提供します。』に改め、事業者と連携し、提供体制の確保に努めます。また、「自立訓練（生活訓練）」の内容の「地域での生活を営むうえでの必要な訓練等を提供するサービスです。」を『障がい者支援施設、障がい福祉サービス事業所または障がいのある方の居宅において、入浴、排せつ、食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練・生活等に関する相談及び助言などの支援を提供します。』に改めます。 |
| １ | １１ | 国の基本方針に示されているように、強度行動障害や高次脳機能障害を有する障害者、医療的ケアを必要とする者等の重度障害者について個別に利用者数の見込も記して下さい。 | 8182 | 第１章　障がい福祉計画及び障がい児福祉計画第３項　障がい福祉サービスの利用実績と量の見込み２　日中活動系サービス【サービスの利用実績及び見込量（一月当たり】②見込量（第７期）生活介護短期入所３　居住系サービス【サービスの利用実績及び見込量（一月当たり】②見込量（第７期）共同生活援助 | 　生活介護、短期入所及び共同生活援助の見込量（第７期計画）に「うち、重度障がい者」としてそれぞれの計画値を定めています。この数値については、国の基本方針に沿って計上しており、「強度行動障がい」、「高次脳機能障がい」、「医療的ケアを必要とする者」等の数値を「重度障がい者」として一括で計上しても差し支えないとされております。 | 計画（案）のとおりとします。 |